

尾張中部圏域児童発達支援センター設立についての  
提言  
(基本的な方針)

令和4年10月

尾張中部福祉圏域障害者支援協議会

## 目次

第1章	策定にあたって	3
第2章	支援を必要とする児童の状況	
(1)	未就学児の状況	4
(2)	小学生の状況	6
(3)	中・高学生の状況	7
(4)	児童発達支援センターのイメージ図	9
(5)	2市1町における支援体制の課題	11
第3章	児童発達支援センター(仮)について	
(1)	基本理念	15
(2)	基本方針	16
(3)	事業内容	18
(4)	ライフステージ別支援	20
(5)	その他	22
参考資料		23

## 第1章 策定にあたって

令和2年に国から、第6期障害者福祉計画並びに第2期障害児福祉計画が示されました。その中で、『重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置を令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。』と示されています。(市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。人口10万人に1カ所が目安)

尾張中部圏域(清須市・北名古屋市・豊山町)では、児童発達支援センターを清須市・豊山町は、令和5年度末までに圏域で1カ所、北名古屋市では、児童発達支援センターを市内又は圏域で1カ所の設置を目指すことと第2期障害児福祉計画に明記しています。

※ 人口10万人に1カ所が目安だと、圏域では2カ所

また、令和3年度9月18日に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行を受け、医療的ケア児にも対応できる支援体制を構築していく必要があります。

そこで、尾張中部圏域の現状や課題を整理し尾張中部圏域児童発達支援センター(仮称)が果たすべき役割や機能、実施する事業等を整理し、児童部会で、児童発達支援センターのあり方を検討し、提言としました。

## 第2章 支援を必要とする児童の状況

児童発達支援センターの事業内容等を検討するにあたり、対象となる児童の現状を把握する必要があるのでここで整理しました。

### (1) 未就学児の状況

未就学児の状況については、保育所等で加配を受けている子どもの数、児童発達支援の利用者数、乳幼児健康健診査で把握される「フォローアップの対象」の数などが参考になります。

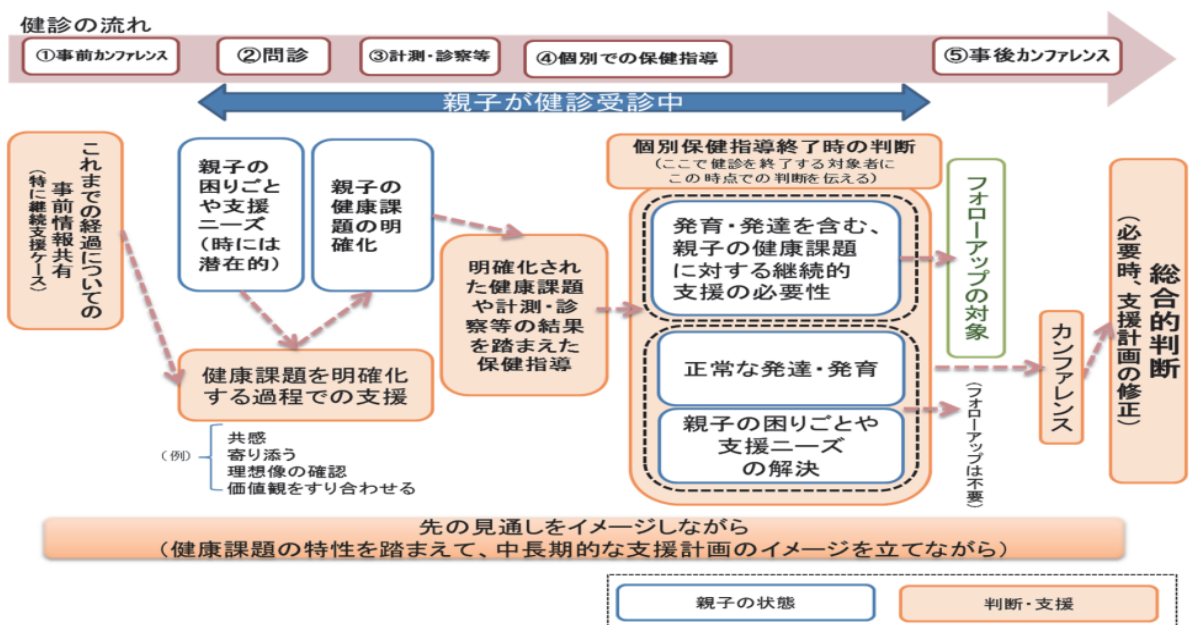


図 2-1 乳幼児健康健診時の保健指導プロセスの一例（「手引き」<sup>10</sup> P. 59）

乳幼児健康診査事業実践ガイド

国立研究開発法人 国立成育医療研究センター より抜粋

令和元年度～3年度に児童発達支援の受給者（表 1）の通りで、2市1町とも年々増加しています。

また、保育所・幼稚園・こども園で特別な配慮を必要とする子ども（障害者手帳の保持児・特別児童扶養手当対象児・医師等に診断を受けている子ども）は、同数または、増加しています。

また、1歳半検診受診者・3歳児健診受診者や「フォローアップの対象」は、減少傾向にあります。ただ、少子化に伴う減少であるため、1歳半検診や3歳児健診でのフォローアップ対象児は、約40～45%、3歳児検診では約22～24%で推移しています。

(表1) 児童発達支援の受給者数

## 清須市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
児童発達支援受給者数	49人	53人	53人

## 北名古屋市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
児童発達支援受給者数	78人	83人	91人

## 豊山町

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
児童発達支援受給者数	7人	14人	21人

(表2) 保育所等で特別な配慮を必要とする子どもの数

## 清須市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
保育園(公立)	98人	87人	150人
保育園(私立)	大	大	大
こども園	8人	32人	37人
幼稚園	41人	31人	19人
合計	147人	150人	206人

## 北名古屋市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
保育園(公立)	195人	192人	150人
保育園(私立)	大	大	大
こども園	-人	6人	17人
幼稚園	65人	69人	64人
合計	260人	267人	231人

## 豊山町

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
保育園(公立)	26人	31人	26人
保育園(私立)	大	大	大
こども園	大	大	大
幼稚園	1人	1人	1人
合計	27人	32人	27人

(表3) フォローアップの対象児

清須市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
1歳半健康健診査	372人	382人	142人
3歳児健康健診査	457人	507人	181人

北名古屋市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
1歳半健康健診査	393人(866人)	356人(785人)	246人(434人)
3歳児健康健診査	204人(822人)	181人(785人)	118人(518人)

豊山町

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
1歳半健康健診査	(145)70人	(133)56人	(85)33人
3歳児健康健診査	(143)43人	(185)41人	(76)16人

(2) 小学生の状況

小学校における特別支援学級在籍者・特別支援学校在籍者は(表4)となっており、2市1町とも大幅な増減はなく推移しています。

また、放課後等デイサービスの利用者(表5)となっており、2市1町とも年々、増加しています。

(表4) 特別支援学級及び特別支援学校在籍者数

清須市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
特別支援学級在籍数	69人	61人	66人
特別支援学校在籍数	22人	22人	22人

北名古屋市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
特別支援学級在籍数	85人	82人	97人
特別支援学校在籍数	29人	28人	28人

豊山町

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
特別支援学級在籍数	27人	24人	30人
特別支援学校在籍数	4人	3人	2人

(表5) 放課後等デイサービス受給者数

清須市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
放課後等デイサービス受給者数(6歳~12歳)	119人	120人	126人

北名古屋市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
放課後等デイサービス受給者数(6歳~12歳)	107人	110人	127人

豊山町

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
放課後等デイサービス受給者数(6歳~12歳)	15人	14人	23人

(3) 中学・高校生の状況

中学校における特別支援学級在籍者・特別支援学校在籍者(表6)となっており、2市1町とも年々、微増しています。

また、中・高校生の放課後等デイサービスの利用者(表8)となっており、2市1町とも横這いの状態で推移しています。

(表6) 特別支援学級及び特別支援学校在籍者数(中学部)

清須市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
特別支援学級在籍数	20人	19人	18人
特別支援学校在籍数	19人	15人	14人

北名古屋市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
特別支援学級在籍数	19人	21人	26人
特別支援学校在籍数	9人	18人	14人

豊山町

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
特別支援学級在籍数	10人	12人	14人
特別支援学校在籍数	0人	2人	2人

(表7) 特別支援学校在籍者数(高等部)

清須市 不明

	令和元年度	令和2年度	令和3年〇月現在
特別支援学校在籍数	大	大	大

北名古屋市

	令和元年度	令和2年度	令和3年〇月現在
特別支援学校在籍数	大	大	大

豊山町

	令和元年度	令和2年度	令和3年〇月現在
特別支援学校在籍数	4人	3人	3人

(表8)放課後等デイサービス受給者数

清須市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
放課後等デイサービス受給者数(13歳~18歳)	50人	57人	59人

北名古屋市

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
放課後等デイサービス受給者数(13歳~18歳)	56人	56人	59人

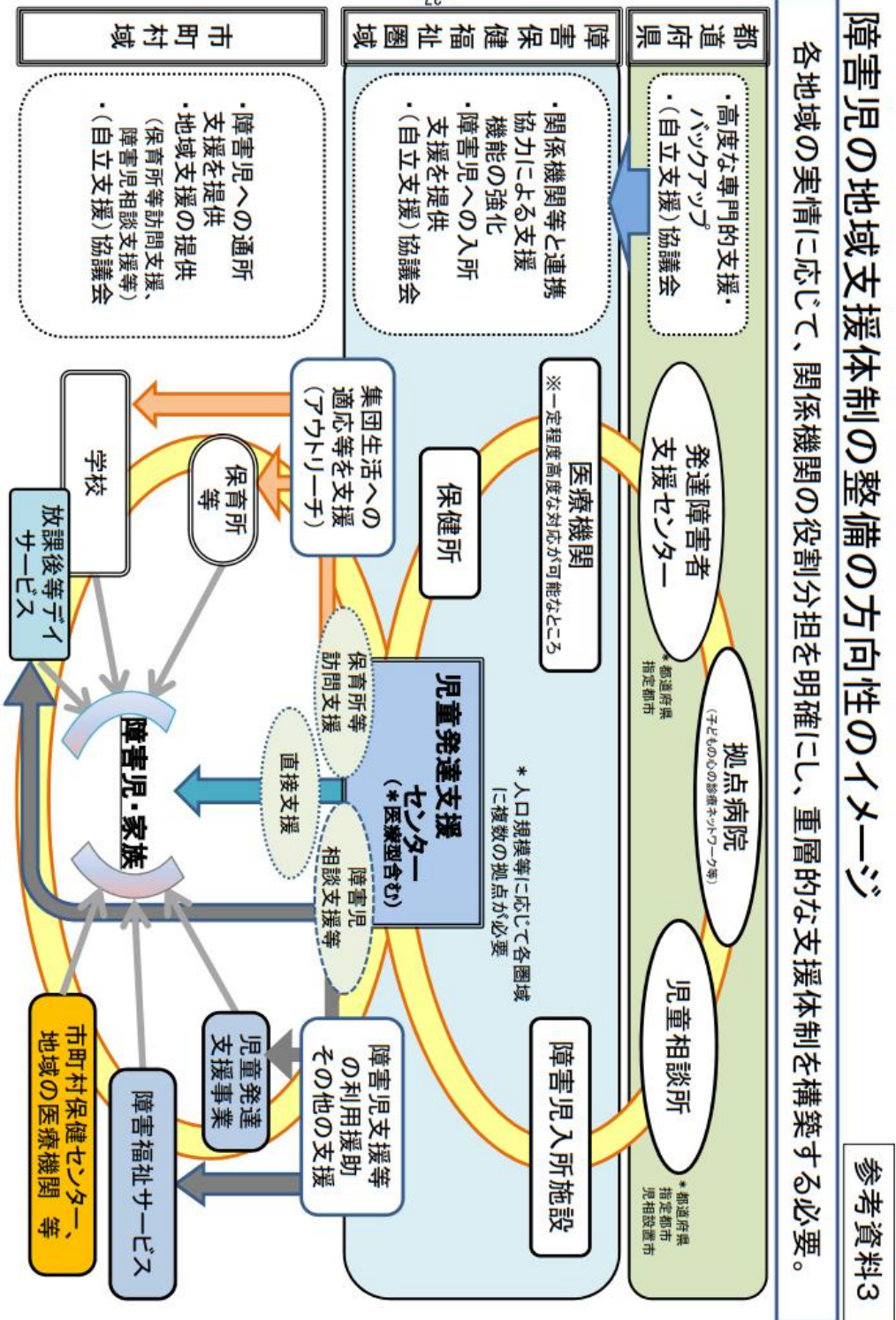
豊山町

	令和元年度	令和2年度	令和3年10月現在
放課後等デイサービス受給者数(13歳~18歳)	9人	8人	7人



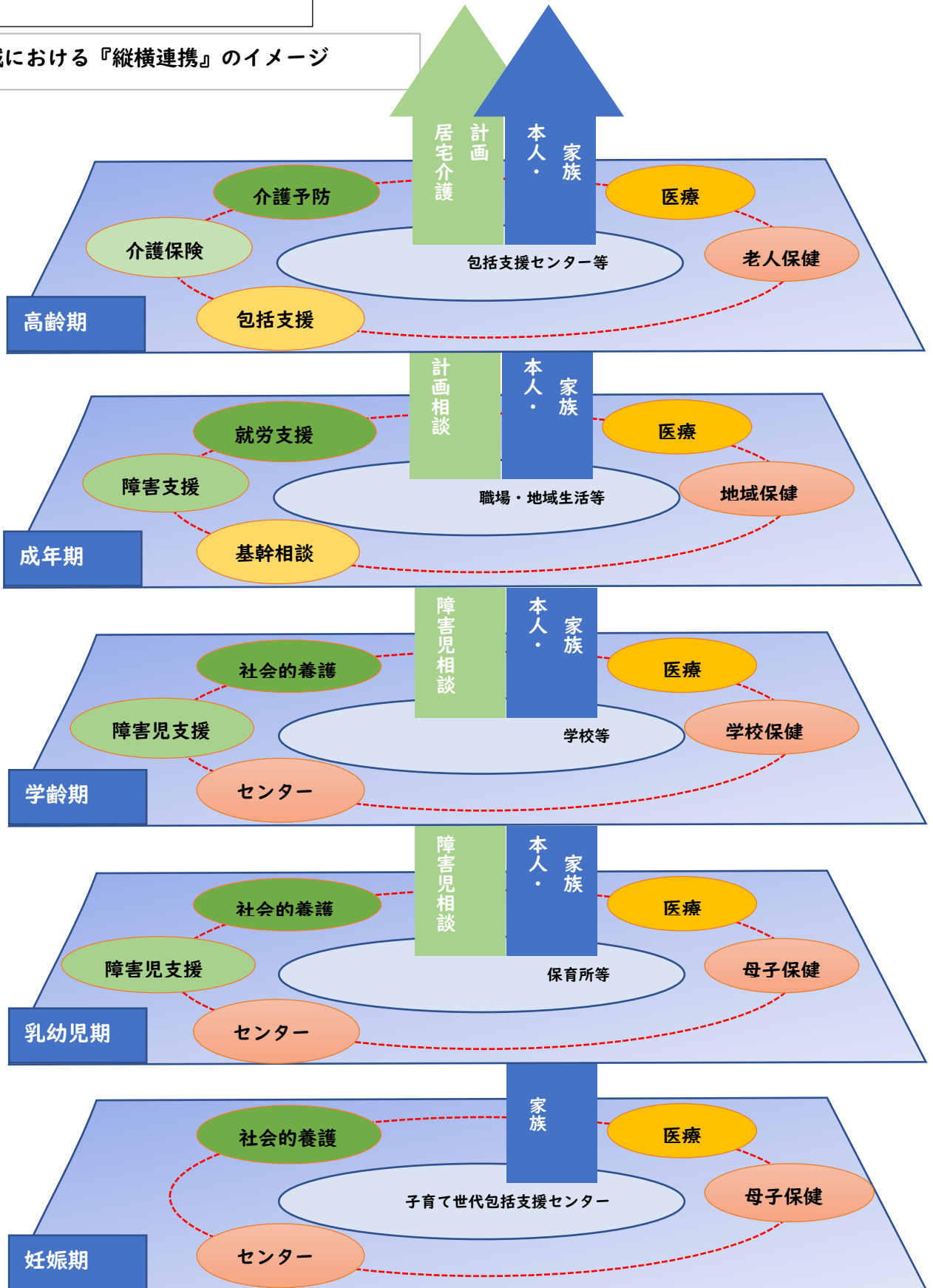
今後の障害児支援の在り方について（報告書）より

(4) 児童発達支援センターのイメージ図



今後の障害児支援の在り方について（報告書）より 付け足し

地域における『縦横連携』のイメージ



#### (5) 2市1町における支援体制の課題について

まず、大きな課題として、児童発達支援センターの立ち位置をはっきりとさせる事が重要と考えます。

2市1町における子どもや保護者が気軽に利用できる、ようは、子どもの施策として考えるのか、障害福祉施策で考えるのかという課題があります。

2市1町として、どの立ち位置で設立等を目指すのかを明確にしていく必要があります。

現状における課題としては、大きく分けて以下の事項が考えられ、これらに対し、誰も取り残さないというSDGsの理念や地域共生社会の理念に沿って対応することを求めます。

##### ○ 相談支援体制の不十分さ

- ・保健、福祉、子育て等の機関において、それぞれの分野における身近な相談、専門的な相談の相談窓口が用意されているが、人的資源の問題や縦横連携ができる機関を設ける事が必要でないか。
- ・本来は対象者全員に事業所作成の支援利用計画(プラン)が必要だが、制度外(親子通園等)を利用される方に支援利用計画(プラン)作成を行う相談支援事業所がなく、作成が必要ではないか。
- ・障害の相談に行こうとしても、初回相談枠がある場合もあるが、予約が数ヶ月先の場合があり、対策が必要ではないか。
- ・各市町の第2期障害児福祉計画にあるように、専門的な相談を希望されている方にも対応できる機関が必要ではないか。
- ・各市町の第2期障害児福祉計画にあるように、早期に気軽に相談に行ける場所やアウトリーチでアプローチするシステムが必要でないか。
- ・各機関が連携を持って支援をしていくために、縦横連携のキーとなる場所が必要ではないか。

##### ○ 医療的ケア児への支援の必要性

- ・医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、在宅生活でも引き続き医療的ケアが日常的に必要な子どもたち(医療的ケア児)やその家族への支援の充実が必要不可欠ではないか。
- ・また、医療的ケア児の支援は、多職種連携が必要となるので、関係機関をつなげる役割をはたす機関が必要でないか。

##### ○ 療育の質の確保の必要性

- ・児童発達支援や放課後等デイサービスについては、サービス量は大幅に増えてきているが、一方で質の確保がされていない場合もあり、「子どもの権利条約」や「児童発達支援ガイドライン」「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守を求めるなどその充実に向けて一定の基準を設けること、また、事業所職員に向けての研修や指導が行

える機関が必要ではないか。

・各市町の第 2 期障害児福祉計画にある難聴や視覚障害・医療的ケア等が必要な方に対してのより適切な支援体制を構築していく事が必要でないか。

・現在、2 市 1 町で行われている親子通園と児童発達支援の継続性とその親子通園を活用した新しい療育システムを構築していく必要でないか。

・より早期に療育が行う事ができる支援体制の構築が必要でないか。

○ 子どもの活動場所における支援の質の確保の必要性

・支援が必要な子どもが増えているが、各所で取り組みやスキルが異なっており、対応が困難なケースや支援者が対応に苦慮されている様子なので、環境整備の支援や支援方法への支援や対象児への療育支援と活動場所での支援が行える機関が必要ではないか。

・インクルーシブ教育についてもっと取り入れていくことが必要ではないか。

・子どもが活動する場所で、すべての子どもがより活動しやすい環境を構築していくためにフォローアップや相談窓口が必要でないか。

・不登校や引きこもり児にも、関係各所と連携を取りながらアウトリーチでアプローチする事ができる機関が必要ではないか。

○ 関係機関の連携不足

・限られた社会資源を有効活用していくために、関係機関をつなげる役割をもつハブ機関が必要であり、特に 18 歳以降のトランジション支援を意識することが必要ではないか。

○ 地域における発達障害に対する理解の不十分さ

・子どもを育てる保護者においては、一般的に障害や発達障害に対する知識や情報（療育・福祉サービス資源情報を含む。）が不十分であり、その周知が必要ではないか。

・障害や発達障害に対する周囲の理解や知識が不十分なため、保護者が精神的に苦しい思いや子どもに一貫性のない対応となることがあり、その周知が必要なのではないか。

・保護者への支援の充実として、ペアレントトレーニングやペアカウンセリング を充実させることや、就労支援等により社会参加を促進することが必要ではないか。

・子どもの権利条約等の啓蒙活動を行う機関が必要ではないか。

○ 広域での課題

- ・2市1町をつなぐ交通網がない中、相談できる場所としての機能は果たせるのか。  
(親子で来所できるのか)
  - ・2市1町の行政や各課の垣根を越えられるのか。
  - ・施設の広さの確保や市町の委託の仕方・連携の在り方について、広域だが対応できるのか。
  - ・国の基準が、10万人に1カ所が目安なので、どこで切り分けるか。(清須&北名古屋市の1部と北名古屋市の1部と豊山町等8万人前後の住民をみるイメージで)
  - ・もし、一か所で行うのであれば、それなりの施設の大きさや職員配置の充実が必要。
- 参考 清須市 たんぼぼ園 定員 30名・北名古屋市 ひまわり園 定員 20名・  
北名古屋市 ひまわり西園 定員 20名・豊山町 12名 計 82名
- ※ 65~82名 規模?最低でも50名以上通える事が必要でないか



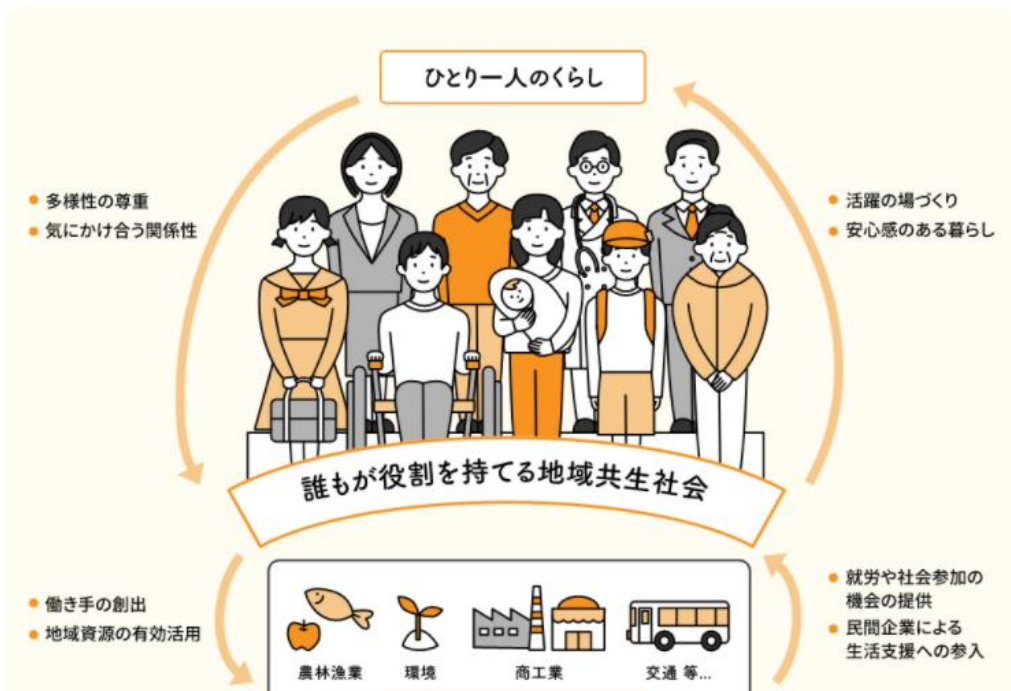
## 地域共生社会とは

厚生労働省 地域共生社会  
のポータルサイトより

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が

世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



## 地域共生社会の実現に向けた取組の経緯

高齢化の中で人口減少が進行している日本では、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。

人口減による担い手の不足や、血縁、地縁、社縁といったつながりが弱まっている現状を踏まえ、

人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。



## 第3章 児童発達支援センター(仮)について

### (1) 基本理念

1. チャイルドファーストの精神や子どもの権利条約を遵守します。
2. すべての子どもが地域の中で自立に向けて成長できる支援をします。
3. 子どもの最善の利益を守り、成長に寄り添う切れ目ない支援をします。
4. 地域住民の方と共に支え合い、助け合う共生社会の実現を目指します。

### 「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて4つ



#### 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



#### 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



#### 守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること



#### 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

### 「子どもの権利条約」一般原則

#### ・生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などが保障されます。

#### ・子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

#### ・子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

#### ・差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されません。

ユニセフホームページより

## (2) 基本方針

### 1. 誰もが気軽に相談し利用できるように 「気づく」「つながる」

現在、障がいとはっきりとわからない場合が多くありますが、保護者の方の不安な気持ちを支える必要がある。誰でも気軽に相談できる体制を整えます。また、様々な専門的な相談が必要な方にも対応できるような職員体制を整えます。

### 2. 地域の核になれるように 「気づく」「つながる」「支え合い」

現在、子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター・保保育園やこども園・幼稚園・学校・児童館・児童クラブ・児童発達支援・放課後等デイサービス等の支援の場があり、各事業所の連携や相談の場が必要と思います。

児童発達支援センター(仮)が連携の核になり、各市町や各課の垣根や制度を超えて連携できる体制を構築していきます。

### 3. 既存の施設の活用や役割分担 「つながる」「支え合い」

2市1町には、親子通園施設があります。その親子通園では、各市の特色をいかした療育システムがあり、有効活用するべきと考えます。今後も、親子通園の療育システムを中心に置きながら、役割分担や体制の整備を行い、2市1町で生活する子どもの権利条約が守れる市町であるように支援していきます。

### 4. 一人ひとりのニーズにあった支援 「つながる」「支え合い」

児童発達支援センターでは、一人ひとりのニーズにこたえていくために、『相談支援事業』『児童通所支援事業』『地域連携事業』があります。

また、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別せず、各ライフステージやニーズに併せて支援を行っていきます。



#### 5. 誰にでも開かれた地域へ「つながる」「支え合い」

子どもが希望する活動場所や子どもの最善の利益の追求が図れるように、『保育所等訪問支援』や『巡回相談』を行い、子どもが地域でより過ごしやすく、より良い支援が受けられるように啓蒙活動や支援の相談等を行います。また、地域の活動場所への支援体制を整え活動できる場所の充実を図っていきます。

#### 6. 『地域共生社会』への地域づくり 「つながる」「支え合い」

制度や分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指して行きます。

### (3) 事業内容

#### 相談支援事業

##### 1. 基本相談(子育て世代包括支援センター・子育てコンシェルジュ・保健師・相談支援専門員)

発達や生活全般の相談

入園や入学の相談

その他、福祉制度や子育てに関する相談や助言

医療等との多職種連携

##### 2. 障害児相談(相談支援専門員)

利用計画作成、モニタリング、連絡調整 等

##### 3. 専門相談(有資格者)

臨床心理士や作業療法士・理学療法士・言語聴覚士等の専門的な相談  
(専門機関の紹介等)

##### 4. プランチェック・後方支援

サービスの質の向上を図るため、利用計画やモニタリング・個別支援計画等のチェックを行う

また、後方支援については、原則18歳まで行い、その後の支援については、基幹相談支援センター等へ引き続きを行う。

#### 児童発達支援事業

##### 1. 訪問型児童発達支援(制度外も含む)

支援者が希望するご家庭に訪問し、早期療育や相談支援を行う。

また、制度外の利用もできるように柔軟に対応していく。

##### 2. 親子通園

親子で通って頂き、集団生活での困り感を親子で共有し、対応を職員・親子で考え解決していく経験を得て頂く。

また、支援方法や環境整備等を各活動場所で支援ができるように伝達などを行う。

その上で、ペアレントトレーニング等を行い、親に自信や子育ての喜びを学んで頂くと共に、他の親子との交流が図れる時間を確保し、お互いの子育てを相談し合う環境を整えていく。

### 3. 単独通園

単独で通って頂き、集団生活での困り感を職員と一緒に考え解決していく経験を得て頂く。

また、支援方法や環境整備等を各活動場所で支援ができるように伝達などを行う。

## 地域連携事業

### 1. 保育所等訪問

訪問先は、保育所（保育園）をはじめ、幼稚園や認定こども園、小学校、特別支援学校、自治体が認めた児童が集団生活を営む施設、乳児院、児童養護施設です。

訪問支援員が、施設などを訪問し対象の子に対して、集団に適応するために必要な支援を行います。

この事業を行う事により、その子にとって最善の利益が図れる選択が行えることとなります。

### 2. 巡回支援専門員整備事業（市町村）

(1) 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所や放課後児童クラブ等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や障害児の保護者に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。

(2) (1)の取組みにおいて、助言をした障害のある子どもに対して、引き続き見守り等が必要であると判断した場合に、専門員が施設職員関係機関の担当者と連携して、当該家庭への戸別訪問を行い、継続的に支援します。

### 3. 啓発活動

(1) 啓発及び研修の実施により子どもたちの発達や支援が必要な方に対する理解を促進し、地域で子どもを支える体制の整備を図ります。

(2) また、地域で子どもの活動場所等へ訪問し、合理的配慮や差別禁止等の子どもの権利条約の普及に努めていきます。

(3) 啓発活動を促進していく中で、包括的（インクルーシブ）な地域づくりを行います。

#### (4) 児童発達支援センターが機能したライフステージ別支援

##### 1. 妊娠中の方について

市が行っている子育て世代包括支援センターが運営する相談業務等と連携を図り、妊娠中の方の不安解消の支援を行っていきます。

また、出産のリスクが高い方に対しても病院や保健センターと連携を図りながら対応していきます。

##### 2. 乳児期の方について

乳児期のお子様やご家庭には、『相談支援事業』や『児童通所支援事業の訪問型児童発達支援』や健康福祉課と連携し健康福祉課が行っている『戸別訪問』へ同行し、ご家庭で早期の支援や子育てへの不安の共有・相談等を行える体制を構築し、関係機関との多職種連携をしていきます。

また、既存の『親子教室』や『乳幼児健診』・『フォロー教室』等へ訪問し、『相談支援事業』や『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』を活用しながら、早期の支援や啓蒙活動を行っていきます。

さらに、支援が必要な方には、フォロー教室や親子教室への繋ぎを行っていきます。

##### 3. 親子通園へ通所中の方について

市町が運営する親子通園へ通われているお子様やご家庭には、『相談支援事業』の『基本相談や障害児相談』で障害児相談支援事業を行い、きめ細やかな相談支援を展開していきます。

また、『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』を活用し、療育支援の促進や『保育所・こども園・幼稚園』等次の活動場所へ繋げる支援を展開していきます。

#### 4. 保育所・こども園・幼稚園へ通園中の方について

保育所・こども園・幼稚園へ通園中のお子様やご家庭には、『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』で、『保育所・こども園・幼稚園』等へ訪問し、日常の活動の様子の確認やフォローアップをしていくとともに、環境整備の支援や課題解決に向けた協議等の支援を展開していきます。

また、表面化した課題については、『児童通所支援事業の親子通園・単独通園』で、課題へのアプローチや支援方法等の検討やトレーニング・必要な方に対してペアレントトレーニングを家庭支援課と連携して行います。

確立した環境整備や支援方法については、『保育所・こども園・幼稚園』へ『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』を活用し、地域で実施できる体制を構築します。

また、地域の事業所を利用される方については、障害児相談支援へ移行し、『相談支援事業』は、後方支援にまわります。

#### 5. 小学校在籍の方について

小学校在籍中のお子様やご家庭には、『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』で、『放課後等デイサービスや学校・児童クラブ・児童館・その他活動場所』等へ訪問し、日常の活動の様子を確認や不登校の支援・フォローアップをしていくとともに、環境整備の支援や課題解決に向けた協議等の支援を展開していきます。

また、地域の事業所を利用されている方については、障害児相談支援の後方支援を行います。

その中で、各事業所の支援方針が子どもの権利条約に批准しているかプランチェック等を行い、子どもの最善の利益の追求をしていきます。

## 6. 中学校在籍の方について

中学校在籍中のお子様やご家庭には、『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』で、『放課後等デイサービスや学校・児童館・その他活動場所』等へ訪問し、日常の活動の様子の確認や不登校の支援・フォローアップをしていくとともに、環境整備の支援や課題解決に向けた協議等の支援を展開していきます。

また、地域の事業所を利用されている方については、障害児相談支援の後方支援を行います。

その中で、各事業所の支援方針が子どもの権利条約に批准しているかプランchette等を行い、子どもの最善の利益の追求をしていきます。

## 7. 高校や専門学校等の在籍の方について

高校や専門学校等の在籍中のお子様やご家庭には、『地域連携事業の保育所等訪問支援・巡回支援専門員整備事業』で、『放課後等デイサービスや学校・児童館・その他活動場所』等へ訪問し、日常の活動の様子の確認や不登校の支援・フォローアップをしていくとともに、環境整備の支援や課題解決に向けた協議等の支援を展開していきます。

また、地域の事業所を利用されている方については、障害児相談支援の後方支援を行います。

その中で、各事業所の支援方針が子どもの権利条約に批准しているかプランchette等を行い、子どもの最善の利益の追求をしていきます。

また、18歳頃を目途に后方支援の役割を基幹相談支援センター等へ引き続きを行っていきます。

## (5) その他

### その他

児童発達支援センターに求められている機能を考えると、単独の課や民間企業が行う事の困難さが伺えます。

横断的に各課の連携を図ることや官民一体となって取り組むことで、2市1町に住まわれる皆様にとって有益な児童発達支援センターの設立や運営が行えると思います。

# 児童発達支援

## ○対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児

## ○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

## ○主な人員配置

- 児童発達支援センター
  - ・児童指導員及び保育士 4:1以上
  - ・児童指導員 1人以上
  - ・保育士 1人以上
  - ・児童発達支援管理責任者 1人以上
- 児童発達支援センター以外
  - ・児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 10:2以上
  - ※うち半数以上は児童指導員又は保育士
  - ・児童発達支援管理責任者 1人以上

(令和2年度初任者研修より)

## ○報酬単価 (平成30年4月～)

<p>■基本報酬</p> <p>■児童発達支援センター(利用定員に依じた単位を設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難聴児・重症心身障害児以外 774～1,081単位</li> <li>・難聴児 970～1,377単位</li> <li>・重症心身障害児 919～1,325単位</li> </ul> <p>■主な加算</p> <p>■児童指導員等加配加算(Ⅱ)</p> <p>→基準人員に加え、理学療法士等、保育士、児童指導員等の者を加配した場合に加算</p> <p>(施設種別、利用定員、提供児童等に応じた単位を設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理学療法士等 25～418単位</li> <li>・児童指導員等 18～309単位</li> <li>・その他従業者(資格要件なし) 10～182単位</li> </ul>	<p>■児童発達支援センター以外(利用定員に依じた単位を設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重症心身障害児以外(主に未就学児を受け入れる事業所) 433～827単位</li> <li>・重症心身障害児以外(主に未就学児以外を受け入れる事業所) 360～703単位</li> <li>・重症心身障害児 833～2,088単位</li> </ul> <p>■看護職員加配加算(Ⅲ)</p> <p>→医療的ケアを要する児童を一定以上受け入れている事業所が、基準人員に加え、看護職員を加配した場合に加算</p> <p>(利用定員、加配人数に応じた単位を設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・難聴児・重症心身障害児以外 24～201単位(セツタ-), 80～600単位(セツタ-以外)</li> <li>・難聴児 44～300単位(セツタ-)</li> <li>・重症心身障害児 80～200単位(セツタ-), 133～800単位(セツタ-以外)</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※事業費

○事業所数 6,365 (国保連平成31年1月実績)

○利用者数 113,110 (国保連平成31年1月実績) 22

## 居宅訪問型児童発達支援

### ○対象者

- 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

### ○サービス内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与その他必要な支援を行う。

### ○人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

### ○報酬単価（平成30年4月～）

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本報酬</li> </ul>	
988単位	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 主な加算</li> </ul>	
<b>訪問支援員特別加算(7単位)</b> → 作業療法士や理学療法士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算	<b>通所施設移行支援加算(00単位)</b> → 利用児童に対し、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に加算(1回を限度)

○事業所数 25 (国保連平成31年1月実績)

○利用者数 47 (国保連平成31年1月実績)



## 保育所等訪問支援

### ○対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

### ○サービス内容

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

### ○人員配置

- 訪問支援員
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者

### ○報酬単価（平成30年4月～）

<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基本報酬</li> </ul>	
988単位	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 主な加算</li> </ul>	
<b>訪問支援員特別加算(79単位)</b> → 作業療法士や理学療法士、保育士、看護職員等の専門性の高い職員を配置した場合に加算	<b>初回加算(200単位)</b> → 児童発達支援管理責任者が、初回訪問又は初回訪問の同月に保育所等の訪問先との事前調整やアセスメントに同行した場合に加算

○事業所数 689（国保連平成31年1月実績）

○利用者数 4,927（国保連平成31年1月実績）